

# 滋賀県内の事業者のみなさまへ

## 県が発注する業務等のあり方を定める条例ができました

滋賀県が締結する契約に関する条例（令和4年4月1日施行）のあらましと県の取組

### 県の取組

### 条例のあらまし

#### 地域経済の活性化に配慮した発注を行います

県内事業者の受注機会の確保

- 県内事業者の受注機会の増大を図ります。
- 下請け、再委託にあたっては、県内事業者を優先するよう求めます。
- 県産品の利用促進を求めます。

【条例の対象となる契約】  
県を当事者とする物品購入、業務委託、請負等の契約

#### 【理念】

- ◆契約の過程の透明性、競争の公正性の確保
- ◆契約により提供されるサービス等の質の確保
- ◆地域経済の活性化への配慮
- ◆県の行政目的の実現に向けた活用（社会的価値の増進への寄与、県の施策の反映）

#### 社会的価値の増進や行政目的の実現に寄与するような発注を行います

事業者の取組の考慮

県による契約相手方の選定に際し、事業者の行う環境配慮、ダイバーシティの促進、労働環境の改善その他の社会的価値の増進や県の施策実現に寄与する取組等の状況がなるべく勘案されるようにします。

#### 【県が行う措置の内容】

- ◆取組方針として示します
- ◆個別の資格要件や仕様その他の条件、積算等に反映します

#### より適正な契約事務を行います

適正な契約に向けた取組

- 契約上必要とされる履行水準がわかるよう、仕様等をより明確にします。
- 適正な履行が見込まれない低価格受注を防止するよう設計・積算をします。受注者に適切な積算を求めます。
- 適切な履行期間の確保に努めます。
- 発注見通しの公表範囲を拡大します。
- 契約手続きの簡素化、利便性の向上に努めます。

#### 【条例の構成】

- ◆目的、基本理念（1～3条）
- ◆県の責務（4条）
- ◆事業者の責務（5条）
- ◆取組方針の策定（6条）
- ◆契約上の配慮等（7～11条）
- ◆監督・検査等の充実（12条）
- ◆契約審議会の設置（13～14条）など

### ご意見の反映等

事業者のみなさまのご意見等もうかがいながら、具体的な取組を進めたいと考えています。今後、県が行うアンケート調査等にもご協力ください。また、条例や取組方針に関するご意見等をお受けする窓口を設けましたので、情報をお寄せください。

連絡先：滋賀県会計管理局管理課

#### ■ご意見等の窓口

【電話】077-528-4325

【受付時間】8:30～12:00 / 13:00～17:15（土日祝日・年末年始を除く）

【しがネット受付サービス】<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/surveys/8442600910665369491>（QRコード）

【E-mail】ka00@pref.shiga.lg.jp

【FAX】077-528-4920

#### ■条例等の解説：滋賀県ホームページ

滋賀県>事業者の方>入札・売却・指定管理>契約関連情報>滋賀県が締結する契約に関する条例等

滋賀県が締結する契約に関する条例

検索



※個別の発注や入札等の内容については、各発注所属にお問い合わせください。

### ～県の入札参加資格者名簿への登録のご案内～

登録していないと県との契約ができません（一部例外があります）

《名簿登録についての問い合わせ先》

#### ■建設工事、コンサルタント等業務、土木施設維持管理業務

【担当】土木交通部監理課審査契約係

【E-mail】ha0002@pref.shiga.lg.jp

【電話】077-528-4116

#### ■物品・役務

【担当】会計管理局管理課エコオフィス係

【E-mail】ka10@pref.shiga.lg.jp

【電話】077-528-4314